

議長（福田会長）

会議資料 11 ページの議案第 36 号「下水道関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（溝口上下水道局次長）

議案第 36 号「下水道関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

下水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 下水道事業は、宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。

2 下水道全体計画は、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。

3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。

4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後 3 年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。

5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 ～ 5 年で段階的に調整する。

6 下水道受益者負担金及び分担金は、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、合併時までには賦課公示しているものは、現行どおりとすることといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 45 ページをお開きください。

区分 1 の地方公営企業法の適用についてでございますが、法適用及び会計区分は、宇都宮市が全部適用で企業会計を導入している一方で、3 町すべてが特別会計となっておりますことから、合併時に一つの公営企業として法の全部適用を受けた企業会計に移行することとしております。

4 つ目の公共下水道の整備についてでございますが、面積分の認可面積であります整備率は、宇都宮市が 90.4%、上三川町が 63.6%、上河内町が 15.5%、河内町 40.1%とかなりばらつきがありますことから、合併後 3 年以内に現行の整備計画を段階的に調整の上、新市の整備計画を策定することといたしております。

5 の下水道使用料についてでございますが、一般家庭が平均してご使用になる月使用料 20 立米で見えますと、宇都宮市 2,450 円、上三川町 2,000 円、河内町 1,950 円となっております。水道料金と同様、水道料金等審議会の審議を経て段階的に調整していくこととしております。

先進事例につきましては記載のとおりであります。下水道使用料などについては段階的に統一する例がほとんどでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

最後の、「合併時までには賦課公示しているもの」というのは何ですか。説明してください。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

下水道事業につきましては、それぞれ市街化区域また調整区域で整備いたしますと受益者負担金または分担金というものをいただいておりますが、これについては毎年賦課公示をいたしております。ここで基本的には、宇都宮市の料金制度に統一していく考えでございますが、既に賦課公示になったものは、その額で受益者負担金または分担金をいただくという意味でございます。

議長（福田会長）

合併するまでの間は現在賦課公示している負担金と分担金は現在のままで、合併時までは各町ごとにいただきますということですね。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

公共下水道の整備率はいつの時点のものですか。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

4番目の整備率でございますが、現在、整備認可面積に関しまして整備が終わったところで、直近のものでございます。

議長（福田会長）

認可区域の中で整備が終わったところですか。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

はい、整備が済んだところでございます。

議長（福田会長）

整備率の定義をもう一回お願いします。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

整備率につきましては、供用開始前でもございまして、その区域に下水道を整備した時点で整備率という形になります。その後、供用開始いたしますと普及率となりまして、それぞれつないでいただきますと、それは水洗化率ということを表示しております。整備率は、供用開始になる前でも整備が終わった面積を表しております。

議長（福田会長）

整備率がパーセントで入っておりますけれども、あくまでも管の布設が終わって、まだ使えないけれども管渠の工事は終わりましたというのが整備率。実際に接続して使い始めて今度は普及率に言葉が変わるということです。ご質問をお願いいたします。

はい、松本委員。

松本委員（上三川町）

松本です。この整備率は宇都宮市が一番進んでいまして、各町かなりばらつきがございます。新市の整備計画を策定していくということでただいま説明がございました。私も前から話聞いておりますが、合併特例債というものをこういうところに利用して、宇都宮市と肩を並べるところまでレベルを上げて合併するのだという話も現在までに聞いたような気がいたします。こういうところに現実に特例債を使われて、宇都宮市に肩を並べるような整備が速やかに進むのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

合併後、新市におきます整備の考え方でございますが、冒頭からご説明申し上げましたように、合併後は一つの地方公営企業として運営してまいりますので、合併後、改めて料金体系と整備の考え方、いわゆる収入と支出を併せて改めて精査する必要があるかと思っております。その上で当然、整備が終わった地域と整備が終わっていない地域をそれぞれ勘案しながら、必要に応じた整備計画を策定してまいりたいと考えております。

議長（福田会長）

はい、松本委員。

松本委員（上三川町）

ありがとうございました。多分、住民の理解度等もございまして各町によって進み具合にばらつきがあるかと思っておりますけれども、できるだけ肩が並ぶように推進していただきたいとお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

ただいまの松本委員のご指摘は、まさにそのとおりだと思います。合併後に合併の効果を一番先に感じとることができるのは、まずは下水道の整備が一番なのかなと思っておりますので、当然、新市の中で全体計画を見直し、整備計画を策定して順次整備をし

ていくということでありますけれども、下水道事業につきましては、特にピッチを上げて進めていくべきものと、この整備率を見ればはっきりわかるとおりでございますので、優先順位としては非常に高いものと考えておりますので、それらにつきましては、新市の中で対応してまいりたいと思います。

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 36 号「下水道関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第 36 号は原案のとおり決定いたします。